

【別紙】主任介護支援専門員更新研修 受講要件

(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター、実習指導者（介護支援専門員実務研修のみ・県に登録がある者）の経験がある者		確認方法
対象とする時期	5年以内（主任更新申込みまでの間）	
対象となる研修 (県内で実施されているもの)	宮崎県より指定又は委託を受けて宮崎県介護支援専門員協会が行う研修。 ①介護支援専門員実務研修 ②介護支援専門員実務従事者基礎研修（※H27年度以降廃止） ③介護支援専門員更新研修（実務経験者）・専門研修課程Ⅰ又はⅡ ④介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修 ⑤主任介護支援専門員研修 ⑥介護予防支援従事者研修 ⑦その他	【様式1】講師等担当実績証明書を提出（本人記入） ※宮崎県介護支援専門員協会にて確認
対象となる研修 (県外で実施されているもの)	他県で実施された介護支援専門員に関する法定研修。	【様式1】講師等担当実績証明書（本人記入）と 研修実施機関からの証明書を提出（証明書の様式は任意） ※必要に応じて開催都道府県へ電話にて確認

(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者		確認方法
対象とする時期	5年以内（主任更新申込みまでの間）	
「地域包括支援センターや 職能団体等」の考え方	①宮崎県介護支援専門員協会（地域支部を含む） ②日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む） ③地域包括支援センター ④行政機関 ⑤医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会、宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 ⑥一般社団法人日本ケアマネジメント学会	
「法定外の研修等」の考え方	①介護支援専門員の資質向上に関する研修や講演会又は研究大会。 (勉強会は含まない。※講師を立てていれば研修会、立てていなければ勉強会) ②1回の研修時間が原則3時間以上のもの。 ※但し、ケアマネジメントの質の向上につながるものとして趣旨説明がされ、 更にプログラム内容が「講義+演習+振り返り」を網羅したものであれば 3時間未満でも可とする。 ③参加人数が20名以上のもの。	【様式2】研修受講証明書を提出（本人記入・実施団体証明） ※必要に応じて実施団体へ電話にて確認 ※該当する研修会について、宮崎県ホームページ又は宮崎県協会 ホームページにて一覧をご確認いただけます。
「4回以上」の考え方	4月～翌年3月までの一年間に年4回以上とし、上記対象とする時期のいずれかの 年度において回数を満たしていれば可とする。 ※複数日に及ぶ研修会については、受講日数を回数として数えることも可とする。	

(3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者		確認方法
対象とする時期	5年以内（主任更新申込みまでの間）	
		【様式3】演題発表等 実績証明書を提出 ※必要に応じて日本ケアマネジメント学会へ電話にて確認

(4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー		確認方法
対象とする時期	5年以内（主任更新申込みまでの間）	
		認定ケアマネジャー登録証の写しを提出

(5) 主任介護支援専門の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認められる者		